

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次5月～6月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 4週間（合計120時間）
③	実習校の確保の方法 愛知県教育委員会に実習校を依頼する。
④	実習内容 (1) 実習校オリエンテーション (2) 教員の職務についての講義 (3) 学級担任の監督下における学級活動の指導 (4) 授業観察、授業実習（研究授業を含む） (5) その他、放課後の部活動指導、学校行事への参加等
⑤	実習生に対する指導の方法 実習の状況を確認し、現状の課題・問題について助言する。研究授業の参観結果、実習校の指導教諭への実習生に関する状況確認結果を踏まえ、今後の実習に繋がるように指導する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 各学校の実習指導教諭による成績評価に基づいて評価する。

2 事前及び事後の指導の内容等
<p>① 時期及び時間数</p> <p>事前指導（4年生前期、4～6月、12回）</p> <p>事後指導（4年生前期、7月、3回）</p>
<p>② 内容（具体的な指導項目）</p> <p>1. 事前指導</p> <p>(1) 中学校における教育実習の意義と目的を確認する</p> <p>(2) 実習の心構えやマナーを学ぶ</p> <p>(3) 実習日誌の記入方法等を学ぶ</p> <p>(4) 生徒の観察について学ぶ</p> <p>(5) 学習指導案の作成、模擬授業に取り組み</p> <p>(6) 学級経営および生徒指導の方法を学ぶ</p> <p>本学では、実習の事前指導を実習校種によって分かれる「教育実習事前及び事後の指導」の授業内で行うことに加えて、1年次から行われる様々な取り組みも事前指導の一環として捉えている。具体的には、1年次のオリエンテーション時に本学が目指す教師像について話をする。1年次「サービス・ラーニングⅠ」「サービス・ラーニングⅡ」や2年次以降の「学校フィールド・ラーニングⅠ」「学校フィールド・ラーニングⅡ」「学校フィールド・ラーニングⅢ」における学外授業での現場観察などである。幼児・児童・生徒との接触の機会を多く設定し、実習への導入がスムーズに行えるように配慮する。また、3年次前期のガイダンスにおいては、実習に行くにあたっての具体的な必要書類手続きや社会的ルール等についても周知する。</p> <p>なお、実習を行うために修得が必要な科目の基準を設けており、これらに満たない場合は、実習を見送るよう指導している。</p> <p>2. 事後指導</p> <p>教育実習の成果を実習の記録から分析し、自らの課題を明らかにする。その課題を他の学生と交流しながら実習体験を共有し、課題解決策を探求するという総合的な省察をカンファレンス形式で行う。また、教育実習報告書の作成や実習報告会の開催を通して、さらに省察を深めていく。その他、4年次後期に開講される「教職実践演習（幼・小・中・高）」への展開も視野にいれて指導する。</p>
<p>③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について</p> <p>ハラスメントの防止等に関する学生への指導については、事前指導の「(2) 実習の心構えやマナーを学ぶ」において、ハラスメント防止に関する説明を行う。また相談窓口等について、学生に都度告知しているが、事前指導時にも再度告知する。</p> <p>学内の相談体制等については、本学で常置している人権問題委員会が行う。</p>

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称

教職支援センター運営委員会、同委員会教育学部部会、同委員会人間健康学部部会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

1. 教職支援センター運営委員会

教職支援センター長 1 名、教職支援副センター長（2 名）、同委員会人間健康学部部会から選出された委員 3 名、同委員会教育学部部会から選出された委員 3 名、事務局 1 名（教務課長または教務課長補佐）による 10 名により構成している。

構成員には教職課程に精通した教育学を専門とする教員の他、実習担当教員等が含まれている。

2. 同委員会教育学部部会

教育学部子ども発達学科所属教員と事務局（教務課長または教務課長補佐）で構成している。

- ・ 委員会等の運営方法

1. 教職支援センター運営委員会

定例委員会は月 1 回開催とするが、必要に応じて臨時委員会を開く。委員会では、以下の事項について審議・報告している。

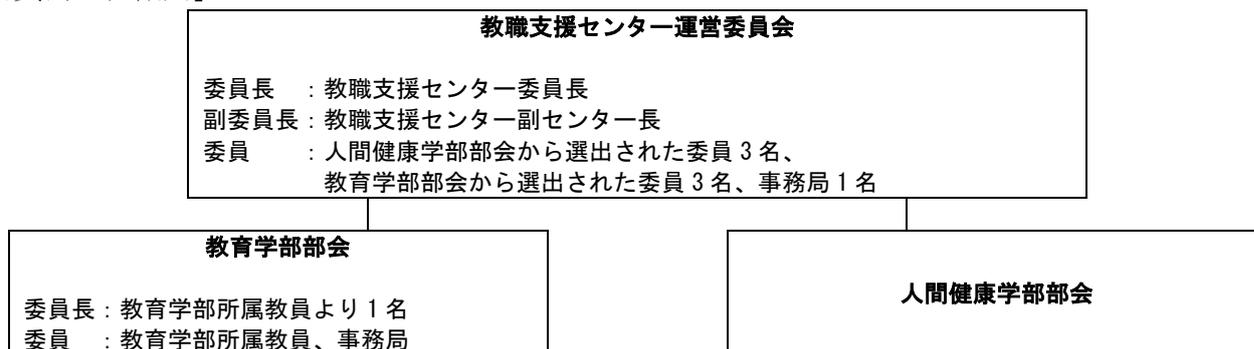
- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程の運営
- (2) 保育士の所要資格を取得させるための課程の運営
- (3) 教職・保育士採用試験特別講座に関する事項
- (4) 卒業生現職教員との交流等の連携協力に関する事項
- (5) 教職課程に関する図書・資料及び機器の整備と利用に関する事項
- (6) 介護等体験の実施に係る運営
- (7) 教職課程の情報公開・変更届ならびに各種調査に関する事項
- (8) その他教職課程ならびに保育士養成課程に関する事項

2. 同委員会教育学部部会

定例委員会は月 1 回開催とするが、必要に応じて臨時委員会を開く。この部会では、教職支援センター運営委員会で審議するために必要な事項の他、同委員会より個別に権限移譲された以下の事項について取り扱う。

- (1) 教育学部が設置する教職課程・保育士養成課程のカリキュラムに関する事
- (2) 教員免許状（幼稚園・小学校・中学校）に関する事
- (3) 保育士資格に関する事
- (4) 教育実習（幼稚園・小学校・中学校）に関する事
- (5) 保育実習に関する事
- (6) 介護等体験に関する事
- (7) 幼保・教職セミナーに関する事
- (8) 教職課程の情報公開に関する事
- (9) その他教職課程・保育士養成課程に関する事

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称

教職支援センター運営委員会教育学部部会

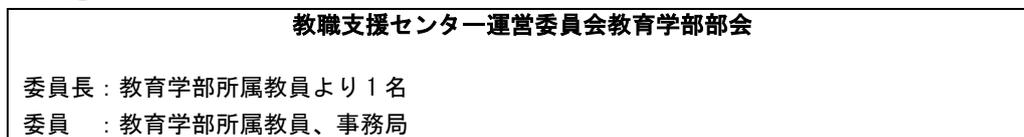
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

教育学部子ども発達学科所属教員と事務局（教務課長または教務課長補佐）で構成している。

- ・ 委員会等の運営方法

上記「① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等」で記載した事項と同様

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

以下3点の要件を満たす場合に「教育実習（小・中）」の実習を許可する。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、実習前年度終了時までまでに100単位以上の単位を修得していること
- (2) 本学で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち3年次配当までの必修及び選択必修科目の単位を修得していること
- (3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 4,233 学級
○		教育委員会名	愛知県教育委員会 中学校：299校

教育実習受入承諾書

令和6年1月12日

愛知東邦大学
学長 鵜飼 裕之様

愛知県教育委員会
教育長 飯田 靖

下記免許状取得のため、名古屋市を除く愛知県内の公立中学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

1 教育実習の受入に係る学部・学科及び免許状の種類

学部	学科	入学定員	免許状の種類（免許教科）
教育学部	子ども発達学科	50人	中学校教諭一種免許状（保健体育）

2 教育実習の受入時期

中学校 令和10年4月から